平成２１年（フ）第１１６号
北海道室蘭市八丁平２丁目50番５号
債務者　田中　秀明
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
北海道室蘭市八丁平２丁目50番５号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
岩手県北上市村崎野16地割136番地44
債務者　小田島正利
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１９号
盛岡市乙部28地割24番地　ファミリータウンササキＣ－１号
債務者　高橋　良二
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６１号
盛岡市向中野字八日市場32番地　リビングタウン盛岡南Ｅ－101号
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８５号
盛岡市湯沢１地割７番地92
債務者　上山　健悦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９１号
盛岡市黒石野３丁目22番２号　グレースフル赤坂Ｄ－102号
債務者　玉山　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９６号
山形県鶴岡市新屋敷字前田元108番地
債務者　菅原　恵利
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０３号
山形県鶴岡市美原町２番43ー203号　新笠原アパート
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０４号
山形県鶴岡市美原町２番43ー203号　新笠原アパート
債務者　佐藤　啓二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第５２号
山形県酒田市山谷字中川原27番地、前住所山形県東根市神町東３丁目２番10－125号　コーポＹＯＫＯＯ
債務者　三浦　健一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第５７号
山形県酒田市こがね町１丁目21番地の１県営こがねアパート１号棟135号、前住所山形県酒田市亀ケ崎３丁目19番25号エスパシオ弐番館101号
債務者　斎藤　　望
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８１４号
さいたま市見沼区東大宮７丁目49番地５　エステートピア星野302
債務者　切通　美佳
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
神奈川県厚木市飯山3197番地１　コーポアザレア203、前住所神奈川県秦野市渋沢２丁目15番43号　エルハイムＢ101号
債務者　松崎利江子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９５号
神奈川県平塚市新町１番45号　清水ハイツ105号
債務者　原　眞聡美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９７号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目３番20号　さくら荘Ⅱ－７号
債務者　森　　良一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９８号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目３番20号　さくら荘Ⅱ－７号
債務者　森　　美加
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部